

件名	愛媛県特別会計条例等の一部を改正する条例
主管課	子育て支援課
根拠法令等	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号） 〔平成26年4月23日公布・同年10月1日施行〕

【改正の概要】

母子及び寡婦福祉法の一部が改正されることに伴い、次のとおり所要の改正を行う。

- 1 父子福祉資金の貸付制度が創設されたことに伴い、既設の母子寡婦福祉資金特別会計の名称及び目的を変更

名称	目的
母子父子寡婦福祉資金特別会計	母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付事業の円滑な運営と経理の適正

- 2 父子福祉資金の貸付けの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務等を市町に移譲
- 3 本人確認情報（氏名、生年月日、性別等）を利用することができる県の事務に「父子福祉資金貸付金の償還金の徴収に関する事務」を追加
- 4 その他規定整備

〈改正の対象となる条例〉

	条例名	改正理由
第1条	愛媛県特別会計条例	1
第2条	愛媛県事務処理の特例に関する条例	2・4
第3条	住民基本台帳法施行条例	3・4
第4条	愛媛県特例児童扶養資金貸付金の償還の一部免除に関する条例	4

施行日 平成26年10月1日

【その他参考事項】

○母子及び寡婦福祉法の主な改正概要

- 1 ひとり親家庭への支援体制の充実（都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備 等）
- 2 ひとり親家庭への支援施策・周知の強化（高等職業訓練促進給付金等を法定化し、非課税化 等）
- 3 父子家庭への支援の拡大
 - (1) 題名の改正：「母子及び寡婦福祉法」⇒「母子及び父子並びに寡婦福祉法」
 - (2) 父子家庭に対する福祉の措置の章を創設し、父子福祉資金の貸付け等について規定 等